

神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

新	旧																								
<p><u>(出席の特例)</u></p> <p><u>第11条の2 委員長は、委員について、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(次項において「オンラインによる方法」という。)によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>(委員会記録)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、第2項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u></p> <p>別表(第1条関係)</p> <p>常任委員会の名称、所管事項及び委員定数表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所管事項</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ観光常任委員会</td> <td>文化スポーツ観光局に関する事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管事項	定数	(略)		人	文化スポーツ観光常任委員会	文化スポーツ観光局に関する事項	(略)	(略)			<p>(新規)</p> <p>(委員会記録)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>別表(第1条関係)</p> <p>常任委員会の名称、所管事項及び委員定数表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所管事項</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>国際文化観光・スポーツ常任委員会</td> <td>国際文化観光局及びスポーツ局に関する事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管事項	定数	(略)		人	国際文化観光・スポーツ常任委員会	国際文化観光局及びスポーツ局に関する事項	(略)	(略)		
名称	所管事項	定数																							
(略)		人																							
文化スポーツ観光常任委員会	文化スポーツ観光局に関する事項	(略)																							
(略)																									
名称	所管事項	定数																							
(略)		人																							
国際文化観光・スポーツ常任委員会	国際文化観光局及びスポーツ局に関する事項	(略)																							
(略)																									